

[事案 2021-48] 入院給付金支払請求

・令和4年1月24日 裁定終了

<事案の概要>

一部の入院期間の入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

6月上旬から同年7月上旬までの31日間にわたり、左背筋筋膜炎、頸椎症、神経障害性疼痛で入院したため、平成29年3月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、当初の26日分については支払われたものの、残り5日分については、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)保険会社は、6月下旬の退院予定が、自分の都合で7月上旬になったとしているが、実際は、自分と母が医師に対して、まだしびれがあるので、しっかり治してから退院させてほしいと伝えたところ、医師がそれを了解したためである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人には、入院当初、日常生活動作が困難となる疼痛が出現していたと認められるが、6月中旬には、痛み・しびれもほとんどなくなり、ADLもすべて自立可能となっており、入院の必要性のない状態になっている。
- (2)看護日誌によれば、「6月下旬まで入院して、その後家でならし…」との記載があり、看護師より申立人に対して、6月下旬を退院予定日とする提案がなされている。医師が1か月以上の入院を認めたとしても、それは申立人の希望を許可したものにはすぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の母に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。